

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 20 年 8 月 26 日、社会保険庁に対しあっせんします。

（行政相談の要旨）

私は、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったが、保険料の納付期日に妻が体調を崩し看病等を行っていたため、保険料の納付ができず、翌日に納付したところ、社会保険事務所から任意継続被保険者資格喪失の通知が届いた。

納付が 1 日遅れただけで、一方的に資格喪失とされたが、私のように、遅延についてやむを得ない事情がある場合等においては、納付期日後に納付した場合であっても資格喪失にならないようにしてほしい。

（行政評価局の調査結果）

○ 健康保険の任意継続制度の概要

- ・任意継続制度 → 健康保険の被保険者資格は、申出により、退職後も 2 年間に限り継続
- ・保険料納付 → 毎月 1 日から 10 日までの間に、社会保険事務所、金融機関の窓口で納付
- ・資格の喪失 → 納付期日までに保険料を納付しなかった時は、「正当な理由」があると認められる場合を除き、納付期日の翌日に被保険者資格が喪失

○ 現 状

- 「正当な理由」については、極めて限定的なものしか示されておらず、具体的な運用においては各社会保険事務所間で対応が区々
 - ・社会保険庁が示す基準は、「天災地変と交通・通信機関のスト等」（昭和 58 年 2 月通知）
 - ・上記の相談事案の場合と異なり、病気療養中の息子の看病を「正当な理由」として認めた社会保険事務所あり
 - ・納付書が納付期日後に送付されたため納付が遅延した場合でも、「正当な理由」なしとされた例あり
- 納付期間の 10 日間は、土・日・祝祭日を含むものであり、また、納付書の本人到達が必ずしも月始めになっていない例もあるなど、実質極めて短期
 - ・土・日等が重なると納付期間は実質 5 日ないし 6 日。納付書の到達が遅れると納付期間はさらに短縮
 - ・同様の任意継続制度がある国家公務員共済、地方公務員等共済では、納付期間は 1 か月間に設定
- 公共料金等の納付方法として広く普及している口座振替が未導入
 - ・口座振替は、国民年金保険料等その他の国庫金納付や一部の健康保険組合の保険料納付にも採用
 - ・窓口納付以外では電子納付が認められているが、利用者にとっては、口座振替の方が利便性が高く有効



（推進会議の検討結果）

社会保険庁に対し、「正当な理由の具体化」、「納付書の期間開始前の必着」や「納付期間の見直し」のほか、「保険料納付方法の多様化」についても改善を求めるべき。



（あっせん要旨）

社会保険庁は、資格得喪事務的確化等を図る観点から、「正当な理由」について、客観的にみてもやむを得ないもの等を整理・明確化するとともに、保険料納付期間の見直し、保険料納付方法の多様化等を検討の上、所要の措置を講ずる必要がある。

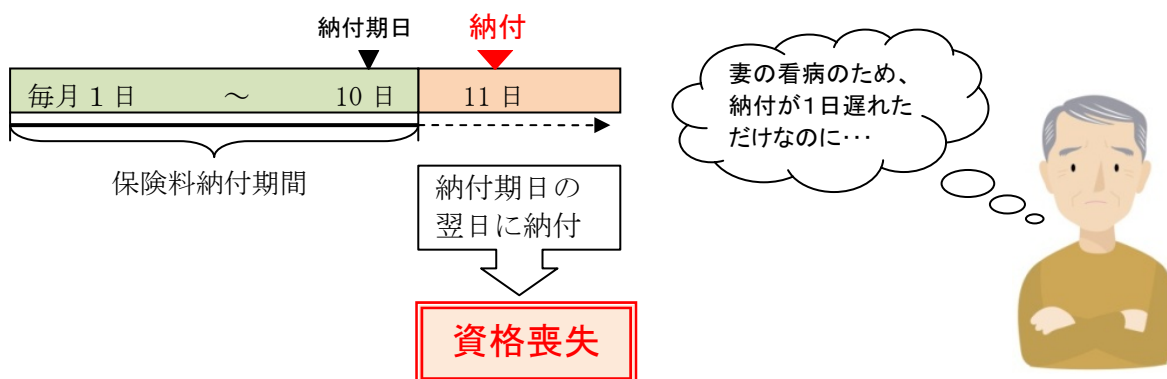
資料 1

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善

現 状

- ・保険料は毎月1日から10日までの間に納付
- ・納付期日までに納付しないときは、「正当な理由」ありとされる場合を除き、資格喪失

- 納付遅延に係る「正当な理由」については、「天災地変とスト等」と示されているのみ。また、各社会保険事務所の判断が同一事案に対し区々
- 納付期間の10日間は、土・日・祝祭日を含むなど、実質極めて短期
- 保険料納付において、他で広く普及している口座振替が導入されておらず



改善策（あっせん内容）

- ☆ 社会保険庁は、以下の点について検討の上、所要の措置を講ずること
- ① 納付遅延に係る「正当な理由」について、客観的にみてやむを得ないものの整理と明確化
- ② 保険料納付期間の見直し
- ③ 納付期間開始前までの納付書の本人送達の徹底
- ④ 口座振替の導入等納付方法の多様化



改善効果

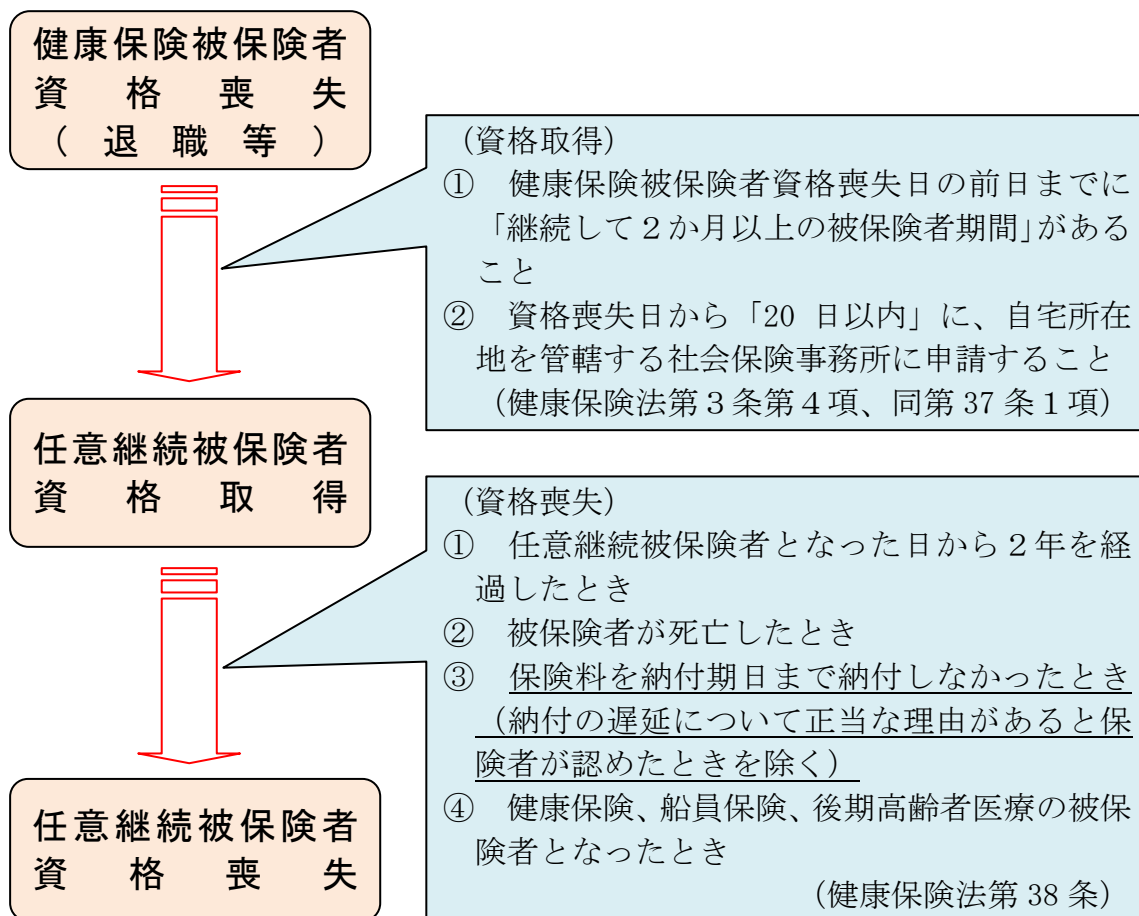
納付遅延に係る「正当な理由」認定における的確性及び弾力性の確保並びに保険料納付に係る利便性の向上

資料 2

健康保険の任意継続制度

政府管掌健康保険の被保険者であった者は、退職の際に申し出れば、退職後 2 年間に限り被保険者資格が継続する。

なお、納付期日までに保険料を納付しなかった場合には、納付の遅延について「正当な理由」がある場合を除き、納付期日の翌日に被保険者資格が喪失する。



〈参 考〉

政府管掌健康保険の任意継続被保険者数 (社会保険庁の統計による)

区 分	平成 15 年 3 月末	平成 16 年 3 月末	平成 17 年 3 月末	平成 18 年 3 月末	平成 19 年 3 月末
被保険者数	1,881 万人	1,882 万人	1,893 万人	1,916 万人	1,950 万人
任意継続被保険者数	62 万人	55 万人	50 万人	47 万人	45 万人

(注) 被保険者数…政府管掌健康保険の被保険者数

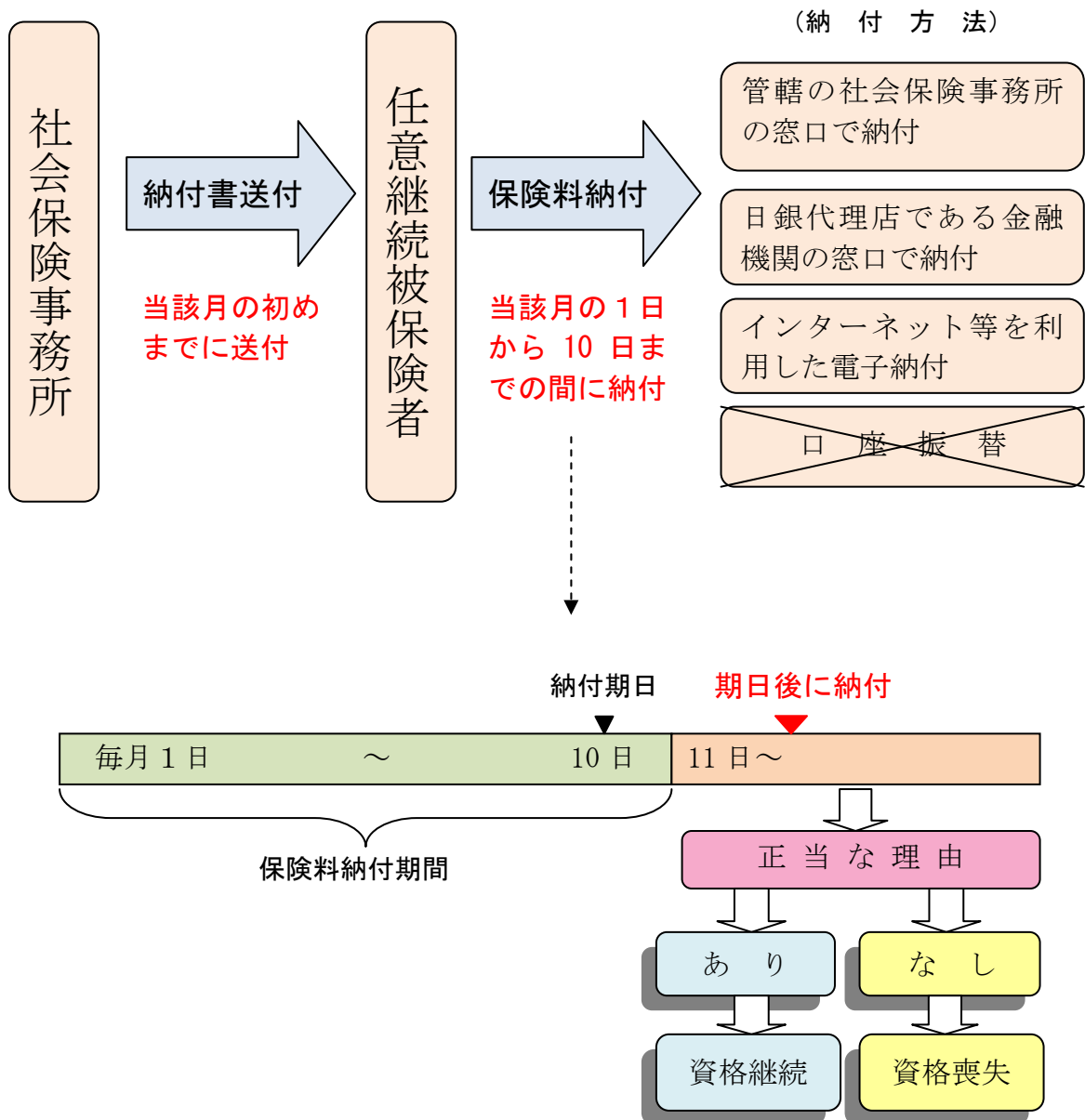
資料 3

保険料の納付

任意継続被保険者の保険料は、初回の保険料の場合を除き、当該月の初めまでに送付される納付書により、当該月の1日から10日までの間（土・日・祝祭日を含む）に納付する（健康保険法第164条第1項）。

納付方法は、管轄の社会保険事務所窓口での直接納付又は日本銀行歳入代理店となっている金融機関（郵便局を含む）を通じての振込み及びインターネットバンキング等による電子納付とされている。

なお、口座振替は導入されていない。



資料 4

「正当な理由」の運用について

1 正当な理由の基準

保険料納付の遅延について、「正当な理由」があれば被保険者資格は喪失しないとされているが（健康保険法第 38 条）、「正当な理由」の基準は、昭和 58 年 2 月の通知において極めて限定的に示されている。

「正当な理由があると認められる場合」とは、通常、天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合が考えられる。

→「老人保健法の施行に伴う健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の事務取扱について」（昭和 58 年 2 月 1 日 保険発第 19 号・庁保険発第 4 号通知）

2 社会保険事務所における「正当な理由」の運用

保険料の納付に関して、総務省に寄せられた行政相談事例にみられる納付遅延の理由には以下のようなものがあるが、同種の事案において、「正当な理由」の判断が社会保険事務所により区々となっているケースがみられる。

（納付遅延の理由）

仕事が忙しくうっかりして納付するのを忘れ、納付期日の翌日に納付した。

重い精神障害を患っている娘を付き添いで看護していたため、納付が遅延した。

納付期日に妻が体調を崩し、その看病のため納付が翌日になった。

納付書が納付期日後に送付されたため、納付が遅延した。

病気療養中の息子の看病で慌ただしい日々を送っていたため、納付が遅延した。

納付書が納付期日後に送付されたため、納付が遅延した。

（社会保険事務所の判断）

「正当な理由」がない
⇒資格喪失

「正当な理由」がある
⇒資格継続

＝参考＝

保険料の納付が遅延したことにより被保険者資格が喪失してしまったとして、総務省に寄せられた行政相談（苦情等）は、平成 18 年 10 月から同 20 年 6 月までの間に 16 件みられる。これらの遅延の理由は、うっかり忘れ等本人の不注意によるものが 7 件、納付書の未着が 4 件、親族の看病等が 4 件、その他が 1 件となっている。

資料 5

保険料の実質納付期間

平成 20 年の 1 月、3 月、4 月を例に保険料の納付期間をみると、次のとおり、必ず土・日（場合によっては祝祭日）が入るため、実質極めて短期となっている月がある。

例えば、① 4 月は、1 日から 10 日までの納付期間内に土・日が各 1 回入るだけであるため、実質納付期間は最長の 8 日間となるが、② 3 月は、土・日が各 2 回入るため 6 日間しかなく、さらに、③ 1 月は、年始の休日と土・日が入るため、実質納付期間は 5 日間しかない。

また、納付書の送付が遅れると、納付期間はさらに短縮される。

平成 20 年 1 月 (実質納付期間=5日間)						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ×	2 ×	3 ×	4 ○	5 ×
6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11	12

平成 20 年 3 月 (実質納付期間=6日間)						
日	月	火	水	木	金	土
						1 ×
2 ×	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	8 ×
9 ×	10 ○	11	12	13	14	15

平成 20 年 4 月 (実質納付期間=8日間)						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ×
6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11	12

(注) 平成 20 年の場合、実質納付期間が 5 日の月は 2 回、6 日の月は 2 回、7 日の月は 3 回、8 日の月は 5 回となっている。

資料 6

類似制度との比較

○ 保険料（掛金）の納付期間

国家公務員共済及び地方公務員等共済の任意継続制度においては、任意継続掛金の納付期間は、当該月の前月の1日から末日までの1か月間となっている。

・「国家公務員共済」及び「地方公務員等共済」の場合

任意継続組合員は、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の任意継続掛金を、その月の前月の末日までに、組合に払い込まなければならない。

→国家公務員共済組合法施行令第52条第2項、地方公務員等共済組合法施行令第49条第2項

【関係法令】

○健康保険法（抄）（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号）

第三条

1～3 略

4 この法律において「任意継続被保険者」とは、適用事業所に使用されなくなったため、又は第一項ただし書に該当するに至ったため被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつたもののうち、保険者に申し出て、継続して当該保険者の被保険者となつた者をいう。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

第三十七条 第三条第四項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内にしなければならない。ただし、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

2 略

第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第四号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

- 一 任意継続被保険者となつた日から起算して二年を経過したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかつたとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたとときを除く。）。
- 四 被保険者となつたとき。
- 五 船員保険の被保険者となつたとき。
- 六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第六十四条 被保険者に関する毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。ただし、任意継続被保険者に関する保険料については、その月の十日（初めて納付すべき保険料については、保険者が指定する日）までとする。

2～3 略

= 参 考 =

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

- | | | |
|---------|----|---------------------|
| (座長) 堀田 | 力 | さわやか福祉財団理事長、弁護士 |
| 秋山 | 收 | 元内閣法制局長官 |
| 大森 | 彌 | 東京大学名誉教授 |
| 加賀美幸子 | | 千葉市女性センター名誉館長 |
| 加藤 | 陸美 | (社)全国国民年金福祉協会連合会理事長 |
| 小早川光郎 | | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 谷 | 昇 | (社)全国行政相談委員連合協議会会長 |

行政苦情救済推進会議での主な意見

- 「正当な理由」の判断は、各社会保険事務所で区々であってはならないが、杓子定規に決めておくものでもない。
- 「正当な理由」が厳格かつ限定的に運用されている実態からみると、毎月 1 日から 10 日までという納付期間は短かすぎる。
納付書の納付期間開始前の必着も含め、もっと余裕をもって納付できる制度にすべきである。
- 保険料の納付方法の多様化を図ることも必要である。